

地水火風 22

牧野恒一

東海地震 強化地域の拡大

3月4日、中央防災会議の「東海地震対策専門部会」において、東海地震にかかる新たな強化地域の原案が示された。今回は、強化地域拡大の意味などについて整理してみよう。

[これまでの経緯]

石橋克彦東大助手（当時）の「東海地震説」を契機として、昭和53年6月に「大規模地震対策特別措置法」が定められた。この法律では、大規模地震が発生する可能性が高く、その被害が甚大となるおそれがあるため地震防災対策を強化する必要がある地域が、内閣総理大臣により「地震防災対策強化地域」として指定されることになっており、昭和54年8月に、静岡県など6県167市町村が指定された。

その後、この法律に基づき、東海地方に世界に例を見ないほど高精度かつ高密度な観測網が整備され、そのデータの蓄積が進むとともに、地震や地殻構造に関する知見も飛躍的に進んだ。

そのような背景を踏まえ、昨年1月の中央防災会議において小泉首相から指示が出され、東海地震の新しい地震像の構築と新たな地震防災対策への取り組みが開始されることとなった。その結果、昨年6月には専門調査会から中央防災会議に新しい想定震源域が報告され、さらに12月には、この新しい震源モデルに基づく地震動や津波の想定結果が報告された。

今回の新しい強化地域案は、以上のような経緯を経て示されたものである。

[新しい強化地域]

今回は新たに2都県（東京都三宅島など3島、三重県3町）を含む62市町村が追加され、全体で8都県229市町村となった。愛知県の追加市町村が44と特に多く、中でも名古屋市が入ったのが注目される。

強化地域案は市町村単位となっている。一つの市町村の中の一部だけ指定されたのでは、防災対策上も市民感情などからも、いろいろと厄介な問題が予想されるからだろう。広域消防組合など幾つかの市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、その一体性も考慮されているということだ。

強化地域案は、原則として、「震度6弱以上」又は3m以上の「大津波」を基準としているが、大津波の基準はかなり工夫してある。現行では単純に大津波の来襲が基準なのだが、今回は、陸上における津波の浸水深、海岸堤防の整備状況及び避難時間などが考慮されている。「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位より高い海岸堤防がない地域」で、かつ「地震発生から20分以内に津波が来襲する地域」となっているのだ。

今回は、津波について精密なコンピューターシミュレーションが行われたが、その結果、地形や海底の状況などによっては、相当遠くの地域でも3m以上の津波が予想されることとなってしまった。指定基準の原案は、「どの辺まで「強化地域」として指定すべきか」ということについて、相当の議論の末に策定されたものに違いない。

このため、昨年11月に公表された津波の高さの分布図で高さ「3～5m」の津波が来

襲すると予想されていた（ように見える）地域のうち、神奈川県の鎌倉市や逗子市、三重県の津市、千葉県の千倉町、東京都の八丈島などは、今回の強化地域案の中には入っていない。

これらの地域は、多少の時間的余裕があっても結局 3 m 以上の大津波に襲われることになる。本当に強化地域からはずして良いのだろうか？

強化地域の指定に当たり、法に基づき 3 月 5 日付けで内閣総理大臣から関係 8 都県の知事にあてて意見照会が行われたため、東京都、神奈川県、三重県などは、必要があれば意見を述べるチャンスがある。千葉県や千倉町にも一応意見照会はなされたが、法的には例外的な扱いとなりそうだ。発表されている津波予想図の縮尺が小さいため読みとりにくい。大津波が予想されているのに指定案から漏れているところは他にもある。

関係する市町村の住民や自治体は、後で後悔しないように、きちんと議論して必要な対応をとる必要があるだろう。

[強化地域に指定されると]

強化地域に指定されると、地方公共団体などの関係機関は「地震防災強化計画」を作成し、域内の病院、劇場、デパート、危険物施設、鉄道なども「地震防災応急計画」を作成して、それぞれ地震に備えることになる。

特に、地震による被害の軽減や迅速な対応のためには、避難地・避難路、消防用施設、緊急輸送路、津波対策施設、山崖崩れ防止施設などの各種施設を整備したり、重要施設の耐震性能の強化を図ったりすることを、緊急に行っていく必要がある。これらの施設整備は前述の「地震防災強化計画」に基づいて進めていくことになるのだが、自治体財政が窮乏している折り、容易なことではないだろう。

これについては、昭和 55 年 5 月に制定された通称「地震財特法」により、知事が内閣総理大臣の承認を受けて計画的に整備する事業については、国が優先的に面倒を見る仕組みが出来ており、阪神・淡路大震災後の平成 7 年 6 月に制定された「地震防災対策特別措置法」などの支援措置も出来ているが、国の財政も逼迫しているので、いずれにしろ大変である。

[地震予知と警戒宣言]

東海地震対策の最大の特徴は、（可能かどうかはともかくとして）「地震予知」を制度の根幹に置いていることだ。東海地震発生の兆候が捉えられると、「地震防災対策強化地域判定会」が招集され、その意見に基づき、内閣総理大臣が「警戒宣言」を発することになっている。

警戒宣言が発せられると、強化地域内の公共機関や様々な施設は、「地震防災強化計画」や「地震防災応急計画」に基づき、それぞれ地震に備えた対応をとる。公共交通機関はストップし、催し物は中止され、学校は休校になり、津波や山崖崩れの危険のある地域の人たちは避難地に避難したりして、地震を待ち構える、というわけだ。

しかし、実際の場面を想定すると悩ましい。警戒宣言が発せられた後 2 ~ 3 日で地震が起こることを期待しているのだが、ほとんど間をおかずに発生するかも知れないし、何週間も発生しないかも知れない。公共交通や物流が途絶えた状態での食糧供給をどうするか。耐震性のない病院に入院している人はどうすべきか。応援の自衛隊や緊急消防援助隊は、あらかじめ域内に入れるべきか。情報や物流の大動脈がストップし経済が大混乱するのではないか。……などなど、考えれば限りがない。

新たに指定される自治体は、考えなければならぬ大小様々な問題で、パニックになり

そうだろう。特に大都市として初めて指定されることになる名古屋市は深刻に違いない。

住民としても、行政に要求したいことは山ほどあるだろうが、限られた時間と予算とマンパワーの中で、出来ることには限りがあるということをよく考えるべきだ。行政に早急に取り組んでほしいこと、自分で対応すべきこと、この際あきらめるべきことなど、プライオリティをよく考え、重要度の高いことが早急かつ確実に実施されていくようにしなければならない。残された時間は、あまりないかも知れないのだ。